

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）に関する御意見募集について

令和3年2月8日
厚生労働省職業安定局需給調整事業課

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）について、下記のとおり御意見を求めます。

1. 御意見募集期間

令和3年2月8日（月）～同年3月9日（火）（必着）

2. 御意見募集対象

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」の概要について

3. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。その際、件名に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）に関する意見」と明記して御提出ください。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省職業安定局需給調整事業課宛て

(3) F A Xの場合

F A X 番号：03-3502-0516
厚生労働省職業安定局需給調整事業課宛て

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地等を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します）。なお、お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名（法人名）及び住所（所在地）その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。